



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項)

(取扱課室名) ページ

○ 告示

826	特定非営利活動法人の定款変更認証の申請	(県民生活課).....	1
827	〃	(〃).....	2
828	保安林の指定予定の通知	(森林整備課).....	2
829	〃	(〃).....	2
830	保安林の指定施業要件変更予定	(〃).....	3
831	保安林の指定施業要件変更予定に係る通知の相手方の所在の不明	(〃).....	3
832	道路の区域変更	(道路保全課).....	3
833	道路の供用開始	(〃).....	4
834	道路の区域変更	(〃).....	4
835	道路の供用開始	(〃).....	5
836	道路の位置の指定	(都市政策課).....	5
837	一般競争入札による落札者の決定	(総務事務集中課).....	5

○ 選挙管理委員会告示

*79	平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第72号(不在者投票管理者となる病院等の指定)の一部改正	6
-----	--	-------	---

告 示

和歌山県告示第826号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成27年9月2日まで縦覧に供する。

平成27年7月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 申請年月日
平成27年7月2日
- 名称
特定非営利活動法人和歌山ケアマネージャーの会
- 代表者の氏名
市原正登
- 主たる事務所の所在地
和歌山県和歌山市舟津町三丁目32番地の3 パレ・ロワイヤル舟津1階
- 定款に記載された目的

この法人は、地域利用者に対して、住み慣れた社会において安定かつ充実した日常生活が継続できるよう、専門職と地域ボランティアによる総合的なネットワーク作りと、質の高い福祉サービスの提供に関する事業を行い、自立共生社会の構築と地域福祉の活性化に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第827号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成27年9月2日まで縦覧に供する。

平成27年7月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成27年7月2日

2 名称

特定非営利活動法人ふれあい作業所

3 代表者の氏名

六川廣治

4 主たる事務所の所在地

和歌山県有田郡有田川町大字徳田1417番地

5 定款に記載された目的

この法人は、障害者の福祉向上を目指し、生活の支援をすると共に、社会復帰を促進するために自立に関わる事業を行い、保健、医療または福祉の増進を図る活動に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第828号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成27年7月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 保安林予定森林の所在場所 海草郡紀美野町三尾川字椎木谷164の1・168の1・169の1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び海草振興局地域振興部林務課並びに紀美野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第829号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成27年7月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 保安林予定森林の所在場所 日高郡日高川町大字船津字三田1715の1（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字三田1715の1（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び日高振興局地域振興部林務課並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第830号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成27年7月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 伊都郡かつらぎ町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び伊都振興局地域振興部林務課並びにかつらぎ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第831号

平成27年和歌山県告示第724号（以下「告示第724号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を高野町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成27年7月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 所在が不明である通知の相手方

岡本守史

2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第724号のとおり

和歌山県告示第832号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年7月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 424号

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考 メートル
日高郡日高川町大字初湯川字栗1843番1地先から同町大字滝頭字黒川278番1地先まで	旧	8.50 } 37.00	1,173.40	木滝谷橋 L=15.00
同上	旧	8.20 } 46.40	814.70	滝谷トンネル L=424.00 新木滝谷橋 L=17.50
同上	新	8.20 } 46.40	814.70	滝谷トンネル L=424.00 新木滝谷橋 L=17.50

和歌山県告示第833号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年7月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

道路の種類 一般国道

路線名 424号

供用開始の区間 日高郡日高川町大字初湯川字栗1843番1地先から同町大字滝頭字黒川278番1地先まで

供用開始の期日 平成27年7月14日

和歌山県告示第834号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年7月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 粉河加太線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考

岩出市根来字烏5番5地先から同市根来字村前479番1地先まで	旧	8.76 ） 14.32	211.45	
同上	新	9.14 ） 18.20	211.45	

和歌山県告示第835号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年7月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 粉河加太線

供用開始の区間 岩出市根来字烏5番5地先から同市根来字村前479番1地先まで

供用開始の期日 平成27年7月14日

和歌山県告示第836号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成27年7月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3299	岩出市根来字大坪648番7の一部	岩出市岡田389番地の1 紀北地所株式会社 代表取締役 山本康貴	平成 27.7.3	6.00	76.90
				6.00	25.25

和歌山県告示第837号

平成27年度集束イオンビーム加工観察システムの購入について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成27年7月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 落札に係る調達物品の名称及び数量
集束イオンビーム加工観察システム 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県会計局総務事務集中課
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 3 落札者を決定した日
平成27年6月26日

- 4 落札者の氏名及び住所
島津サイエンス西日本株式会社和歌山支店
和歌山県和歌山市四筋目30番地2
- 5 落札金額
57,974,400円 (うち消費税及び地方消費税の額4,294,400円)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成27年5月15日

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第79号

平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第72号 (不在者投票管理者となる病院等の指定) の一部を次のように改正する。

平成27年7月14日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山義彦

第2項の表中

社会福祉法人敬愛会地域密着 型介護老人福祉施設 白 寿 苑	日高郡日高川町大字船津1664番地	を
社会福祉法人敬愛会介護老人 福祉施設 白 寿 苑 別 館	日高郡日高川町大字船津1664番地	に改める。